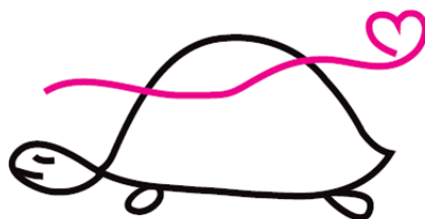


(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス

利用契約書



優っくり村
YUKKURI MURA

社会福祉法人 奉優会

優っくり小規模多機能介護新宿西落合

東京都新宿区西落合 2-8-7

TEL 03-3565-6280

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス利用契約書

介護予防小規模多機能型居宅介護 及び 小規模多機能型居宅介護「優つくり小規模多機能介護新宿西落合」(以下「事業者」という)は、要支援、要介護認定を受けている利用者に、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、通い、泊まり、訪問サービスを提供し、日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊厳を持って接するように努めます。

第1条 (契約の目的)

事業者は、小規模多機能型居宅介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって小規模多機能型居宅介護サービス(以下「サービス」という)を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします。

第2条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は、契約日から利用者の要支援又は要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約期間満了日の14日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による更新拒絶の申し出がない場合であって利用者が要支援又は要介護認定の更新において要介護1～5又は要支援1、2と認定された場合、契約は更新され、以降も同様とします。

第3条 (基本内容)

1. ①通いサービス ②宿泊サービス ③訪問サービス等、居宅における生活を支えるために適切なサービスを組み合わせたサービスを提供します
2. 介護保険の対象外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

第4条 介護予防居宅サービス計画書または居宅サービス計画書(以下「居宅サービス計画書等」という。)及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画書又は小規模多機能型居宅介護計画書(以下「小規模多機能型居宅介護計画書」の作成・変更)

1. 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目的、当該目標を達成する

ための具体的なサービスの内容等を記載した居宅サービス計画書等及び小規模多機能型居宅介護計画書等を、速やかに作成します。

2. 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
3. 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないときや利用者及び利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
4. 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得、交付します。
5. 事業者は、利用者に対する介護計画の提供について記録を作成し、それを契約終了後2年間保管し、利用者もしくは利用者代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第5条（介護サービス内容及びその内容）

1. 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を提供します。ただし、これらのサービス等は、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ①食事・排泄・入浴（清拭）、着替え等の介助
 - ②日常生活上の世話
 - ③日常生活の中での機能訓練
 - ④健康管理
 - ⑤相談、援助
2. 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間であっても、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
3. 事業者は本条の各種サービスの提供に当たり、利用者もしくは利用者代理人に対し、重要事項について説明し、同意を得、交付します。
4. 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合についてのみ、時間・期間を決めて身体拘束を行う場合があります。
身体拘束が必要な場合は利用者及び家族に説明をし、同意を取ります。その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由等は記録し、開示、請求があった場合は、それに応じます。
5. 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。
6. 事業者は、本条の各種サービスの提供に当たり、利用者の要介護状態の軽減又は

悪化の防止に資するように、その心身の状況に応じて利用者の処遇を適切に行い、画一的なサービスとならないように配慮します。

第6条（緊急時の対応）

1. 事業者は、利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
2. 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
3. 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとります。
4. 前項の場合、利用者もしくは利用者代理人が特に希望する医療機関を有する場合には、その希望する医療機関を優先します。
(急変時の医療機関の指定を行ってください。)

第7条（利用料等の支払い）

1. 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
2. 事業者は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます
3. 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月20日までに、前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
4. 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月27日までに、事業者の指定する方法により支払います。
5. 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収証を発行します。

第8条（契約の終了事由、契約終了）

1. 次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。
 - ① 要介護の認定更新において、利用者が自立と認定された場合
 - ② 利用者が死亡した場合
 - ③ 利用者又は利用者代理人が第9条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
 - ④ サービス地域外へ転居した場合

- ⑤ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき
 - ⑥ 1か月以上の料金の滞納
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合は、利用者に対して第10条に基づき、予告期間において理由を示した文章で通知することにより、この契約を解除することができます。
3. 事業者は、本契約が終了し、利用者が契約を解約する際には、利用者の心身の状況、利用者及び利用者代理人の希望、利用者が契約を解約後に置かれることになる環境等を勘案し、必要な援助を行います。

第9条（利用者からの契約解除）

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも14日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第10条（事業者からの契約解除）

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、30日の予告期間において、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第2号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を1ヵ月間滞納し、事業所の催告に応じなかったとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第11条（即時解約）

1. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。なお、②から⑥の場合、事業者は、ご利用者及び利用者代理人に対して、理由を示した書面により解除を通知するものとします。

- ① 利用料金の支払が遅延し、直ちに支払うよう事業者が催告したにもかかわらず、その催告到達の日から2週間以内に支払われない場合。
- ② 利用者または利用者の成年後見人・任意後見人・代理人・家族・利用者の関係者等(以下、「家族等」という)が、職員に対して、暴力・セクハラ行為・暴言等を行い、または職員に関して誹謗中傷する等して、サービス提供の続行が困難な場合。

- ③ 利用者またはご家族等から、職員への特定の団体への加入・物品の購買等の度重なる執拗な勧誘等により、サービス提供の続行が困難な場合。
- ④ SNS（ソーシャルネットワークサービス）等への誹謗中傷的な書き込みが発覚した場合。
- ⑤ 上記の他、利用者または家族等が、本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合。
- ⑥ 天災、法令の改廃、その他のやむをえない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合。

第12条（損害賠償）

1. 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがあります。
2. 事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。
3. 利用者の故意又は重過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第13条（秘密保持）

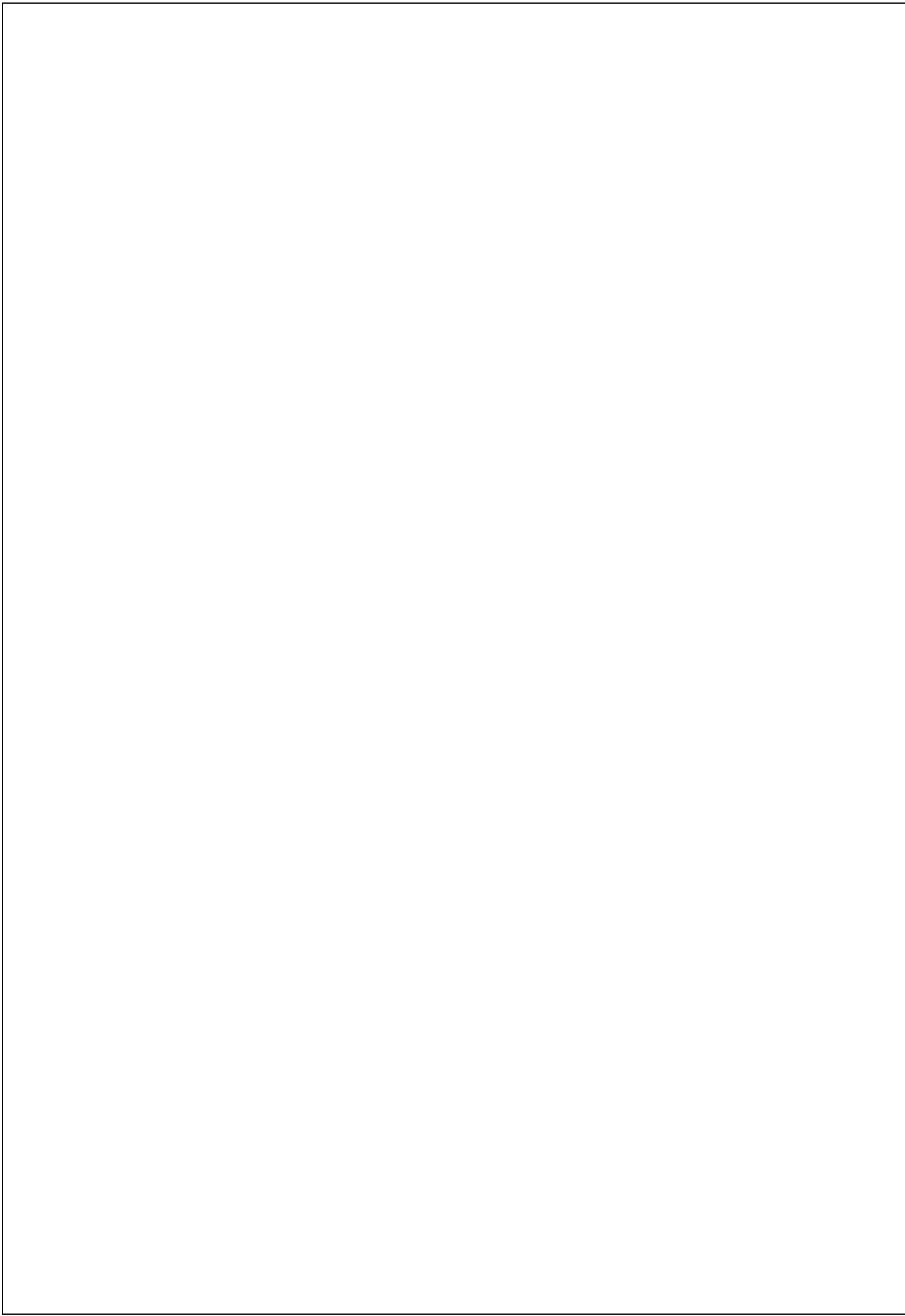
1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第14条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第15条（契約に定めのない事項）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。



この契約の成立を証するため、本証2通を作成し、利用者事業者各署名押印して1通ずつを保有します。

年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____) 印

利用者代理人 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____) 印

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____) 印

事業者住所 東京都新宿区西落合2-8-7
事業者(法人)名 社会福祉法人奉優会
事業所名 優つくり小規模多機能介護新宿西落合
(事業所番号) 1390400297

管理者 藤川 淳 印